

平成20年8月29日
放射線医学総合研究所

不正発生原因

1 単価契約における発注と納品検収

(1) 単価契約制度の問題と検収・納品に係わる検査体制の形骸化

単価契約は、予め入札で指定された製品に対して研究者が自ら業者に発注し、納品するシステムであり、早く納入できるため至急に研究資材を必要とするときには有用なシステムである。しかし、所内規程によって定められている検査職員による検収が徹底されず、また検査職員が職務を遂行するために必要な知識を得る研修の機会も設けられておらず、十分な検収が行われてこなかった。後述する第三者による検収業務のモニタリング体制の不備などもあり、これらの点が不正の温床となった。

(2) モニタリング体制の不備

一部抜き打ち検査を実施しており、実効性の高い検査のあり方を検討中であったが、真に有効な監視システムまでには至らなかった。

2 研究の進展に応じた迅速な購入手続き等の不備

(1) 年度末における発注期間の制約

年度末及び年度当初において、決算、年間契約締結事務、予算再配分のための残高確定等により契約課が起票を原則受け付けない期間が相当程度（1～3月）あった。

(2) 起票から納品までの時間

契約は、単価契約以外の物品については契約課において処理されるが、物品、役務が起票されてから納品されるまでに相当な時間がかかる（2週間～1ヶ月）。

(3) 独立行政法人の会計制度への理解不足

独立行政法人の会計制度への理解不足により、翌年度に予算を繰り越しできないとの誤認から、予算執行を急ぎ、これが不適切な経理処理となり預け金へと繋がった。

3 その他業務運営上の問題点

(1) 相談窓口、通報窓口の不備

先輩研究者が退職する際に残していた預け金をそのまま引き継いでしまったケースが多いが、このような問題を相談する窓口がなかった。

(2) 新しい研究支援サービスへの対応の遅れ

血清の保管及び必要時の納入という業者との関係が預け金の素地となった経緯もあり、今後も業者のサービスがその温床となる可能性は高い。業者の提供する研究支援サービスの進展と研究費不正との関係について恒常的な監視がされていなかった。

(3) その他

研究優先主義や規程等の理解度の不十分さ、研究者・事務職とのコミュニケーション不足。

再発防止策

1 検収機能の強化等（発生原因 1）

- （1）検収機能の強化及び検収・検査における責任体制の明確化とその周知徹底を図る（平成 20 年度）。
 - ・検収業務のマニュアル化の促進、担当職員の関連研修受講の義務化等により、高い検収能力の維持を図る。
 - ・発注権限者、検収確認者名を各研究室に大きく掲示し、内外に広く知らすことにより責任体制の明確化と相互牽制を図る。
 - ・集中的な抜き打ち等効果的な実施検査を行い緊張感のある業務環境作りを図る。
- （2）検収体制について所としての取り組みを明らかにし、ホームページを通じて研究所の方針を内外に明確に示す（平成 20 年度）。
- （3）検査・検収体制の実効性、課題等を検証しつつ、より効果的、効率的な検査・検収体制を確立する（～平成 22 年度）。
 - ・現在、臨時措置として実施している中央検収センター機能は長期的には機能低下の恐れもあることから、近接する各研究施設単位での一括検収の実施等、より実効性の高い体制への移行を検討する。
 - ・立て替え払いの拡大とそれに合わせた研究センター単位の経理執行責任体制の確立を検討し、研究現場の実情に合わせた発注・検収の実現を目指す。

2 起票停止期間の大幅な短縮（発生原因 2（1））

- （1）起票停止期間の大幅な短縮を図る（平成 20～21 年度）
 - ・計画的な予算執行により、現在実施されている年度末の予算の再配分方式を見直し、再配分見積りのための起票停止期間の短縮化を図る。

3 起票から契約までの期間短縮化（発生原因 2（2））

- （1）ホームページにおいて見積りを確認する等物品の特性に応じた簡便な方法を採用することにより起票から納品までの期間を出来る限り短縮化する（～平成 21 年度）。
- （2）短縮化を目的に見積合せの下限額設定について実現性を含めて検討する（平成 21 年度中）。

4 予算執行に係る効率的かつ適正な契約手続き等（発生原因 1、2）

- （1）契約等の事務に関する研修会を定期的を開催する（平成 20 年度）。
- （2）予算の執行状況を把握し翌年度への再配分を保障する制度を確立し徹底する（平成 20 年度）。
- （3）会計システム上で可能な限り最新の予算執行状況を把握し計画的執行を確保する制度について 22 年度のシステム更新の予定に合わせて検討を行う。（平成 21 年度）。
- （4）効率的な研究遂行を可能にする新たな仕組み（研究者発注、立替払い等）を検討する。その際、新たに生じる不正発生要因に対する措置も含めた検討を行う。（平成 21-22 年度）

5 適正な運営管理と職員の意識向上等の取組（発生原因 3）

（1）機動的な問題解決

- ①研究支援サービスの進展に伴い、研究者からの最新の問題が上がってくるような環境作りを進めるとともに、その様な問題を相談し、解決できる場を恒常的に設ける（平成 21 年度）
- ②研究者、事務職員が研究の円滑な推進を図るための問題を提起し解決する場を設ける（平成 21 年度）

（2）ルールや職務権限の明確化等

①機関内の責任体制の明確化

- (1) 理事長は、理事、各センター長、コンプライアンス室長に対して研究費の適切な使用を確保するため、問題の恒常的把握、改善策の提案など具体的な対応を義務づけ、自らも行動することとする（平成 20 年度）
- (2) 外部資金に対しては、関係する研究者からの誓約書の提出、その監督責任者の指名など責任の在り方について明確にする（平成 21 年度）

②ルールの明確化

- (1) 説明会、セミナー、講演会等を開催し、ルールの周知を図る（平成 20 年度）
- (2) 研究費の適正な使用に関して、より具体的、かつ、分かりやすいルールとする。特に具体例を示し、研究室で目にとまりやすい場所に掲示する等、常にルールを意識するような環境を作り上げる（平成 20 年度）
- (3) 競争的資金に関するルール等の相談の窓口機能を強化する（平成 21 年度）

③職務権限の明確化

- (1) 検査職員及び監督責任者の研修を強化する（平成 20 年度）
- (2) 研究者、事務職員それぞれの役割と責任に応じた所内研修機会の増大を図る（平成 21 年度）

④業者への対応

- (1) 業者に対する研究所の研究費不正防止の対策を明示し（ホームページ等）、不正に関与した企業に対して取引停止等の措置を取ることを周知徹底する（平成 20 年度）
- (2) 単価契約品と不正を発生しやすい物品については、納品日の事前連絡を義務付ける方向で検討を行う。（平成 21 年度）
- (3) 取引業者の出入りに関しては守衛所等におけるチェックを厳密化して、契約課が納品等の情報を把握できるようなシステムの実施を検討する。（平成 21 年度）

⑤不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の推進

- (1) 研究不正および研究費の不適切な使用に関する諸事例、過去の研究所の事例等からの教訓を全所的に共有するシステムを整備する（平成 20 年度）
- (2) 研究費不正防止に係わる行動規範を拡充し研究所内での徹底を図る（平成 20 年度）
- (3) 不正防止研修時に理解度、熟知度を検証する（平成 20 年度）
- (4) 不正防止計画部署であるコンプライアンス室の活動・人員を強化する（平成 21 年度）
- (5) 所外の通報窓口を検討し設置する。理事長直轄の事業とし即時性の高い

応答が可能な仕組みとする（平成 21 年度）

（6）研究費の適正使用に関する理解度、コンプライアンスに関する意識、ルールと実態との乖離、等に関する外部機関による調査を検討し実施する。（平成 21-22 年度）

⑥モニタリング体制

（1）毎年度、監査室・コンプライアンス室と共同して研究費の不適正な使用について制度全般に亘りシステムが機能しているかどうかモニタリングを行う（平成 20 年度末）

（2）監事監査結果等をモニタリングの実施内容、方法に生かす（平成 21 年度）。

（3）監事、監査室、監査法人の間の情報交換を定期的に行う（平成 21 年度）。

⑦研究費不正防止に係る意識の向上

（1）他機関での事例研究による体制・制度のチェックを行い、それらの情報を恒常的に所内に発信する（平成 20 年度）。

（2）研究費の不適切な使用と処分について他の機関の例等も踏まえて基準として例示する（平成 20 年度）。

（3）研究費不正防止パンフレットの配布、掲示等を利用した所内 P R を行い、意識の向上を徹底する（平成 20 年度）。